

【 経営承継関連保証 制度概要 】

| 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律(平成20年法律第33号)第12条第1項の規程による経済産業大臣の認定を受けた方 | |
|---|--|
| 法 人 | |
| 個 人 | |
| 資 格 要 件 | <p>申込人以外の者が有する議決権株式を取得する必要があること</p> <p>申込人以外の者が有する事業用資産等を取得する必要があること</p> <p>代表者が死亡又は退任した後の3ヶ月間における売上高等が、前年同時期の80%以下に減少することが見込まれる(している)こと</p> <p>仕入先(仕入総額の20%以上を占める先に限る)との取引条件について不利益となる設定又は変更が行われたこと</p> <p>取引先金融機関(借入金額の割合が20%以上を占めるものに限る)との取引に係る支障が生じたこと</p> <p>その他諸費用が生じたこと</p> |
| 資 金 使 途 | <p>(1) 議決権株式の取得資金(上記法人による認定の場合)</p> <p>(2) 事業用資産等の取得資金(上記法人または個人による認定の場合)</p> <p>(3) 事業用資産等に係る相続税又は贈与税の納税資金(上記個人による認定の場合)</p> <p>(4) 他の共同相続人に対して負担する債務の返済資金又は事業用資産等の返還義務を免れるための価格弁償資金(上記個人の事由による認定の場合)</p> <p>(5) 運 転 資 金 (上記(1)~(4)以外の事由による認定の場合)</p> |
| 保証限度額 | 2億8,000万円(普通2億円・無担保8,000万円・特別小口1,250万円) |
| 貸付形式 | 手形貸付、証書貸付、手形割引 |
| 保証期間 | 運転資金:10年以内 設備資金:15年以内 |
| 保証割合 | 金融機関の選択した責任共有制度の方式によるものとする 但し、特別小口保険にかかる保証を利用する場合は100%とする |
| 保証料率 | 0.45%~1.90% 但し、特別小口保険にかかる保証を利用する場合は、0.86% |
| 貸付利率 | 金融機関所定利率 |
| 連帯保証人 | 原則として、法人代表者以外の保証人は不要 |
| 担 保 | 必要に応じて徴求 |
| そ の 他 | 本制度の対象となる会社とは、会社法(平成17年法律第86号)の株式会社、特例有限会社、合名会社、合資会社、合同会社です |